

入学に必要な費用の一部を援助します

新入学準備金

西東京市教育委員会 教育部学務課

令和6年4月に小・中学校の新1年生になるお子様の保護者の方へ、入学前にランドセル・通学用かばん・学生服などの購入相当額（定額）を支給する制度があります。受給には、収入等による審査があります。

支給額・支給時期（予定）

- 小学校 新1年生 54,060円
- 中学校 新1年生 63,000円

※国が定めた基準額（定額）の支給。

審査結果通知（申請者全員） 令和6年1月末
支給時期（認定者のみ） 令和6年2月中旬

申請受付（郵送不可）

午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日を除く

- 学務課（田無第二庁舎3階）

11月1日（水）～12月28日（木）

- 臨時窓口（東分庁舎地下1階 会議室2）

12月12日（火）～12月14日（木）

申請が必要な方

令和6年4月に小学校へ入学予定のお子様	→	「 <u>新入学準備金</u> 」の申請が必要です。受給には審査があります。
「 <u>就学奨励費</u> 」に認定されている小学校6年生	→	
「 <u>就学援助費</u> 」を申請していない国公立小学校（特別支援学校を除く）の6年生	→	「 <u>就学援助費</u> 」の申請が必要です。受給には審査があります。※すぐに申請できます。詳細はお問合せください。
「 <u>就学援助費（準要保護）</u> 」に認定されている小学校6年生	→	申請不要です。令和6年2月中旬に支給します。

※ 新入学準備金の申請ができない方 ※

- ・生活保護を受給中の方（福祉事務所から同様の費用の支給があるため）
- ・令和5年12月31日時点で西東京市に住民登録がない方
- ・私立小学校の6年生

審査で認定になる方

以下のいずれかに当てはまる方

- 令和5年4月以降に生活保護が廃止または停止になった方
- 児童扶養手当を受給している方
- ご家族全員の市民税が非課税の方
- 火災、水害等により就学が困難になった方 または 大規模災害等で被災し、避難している方
- 失業、退職、休職等により、家計が急変し、就学が困難と認められる方
- 令和4年1月～12月のご家族全員の収入額の合計が、教育長の定めた認定基準（※）を下回る方

（※）認定となる家族構成別収入額の目安の例は以下のとおりです。認定となる収入額は、年齢や収入額等により異なります。表はモデルケースです。

人数	家族構成 (あくまで一例)	家族全員の収入額の合計	
		持家	借家
2人	親(20~40歳)、子(新小1)	約292万円以下	約391万6千円以下
3人	親(20~40歳)、親(20~40歳)、子(新小1)	約322万1千円以下	約429万9千円以下
4人 ①	親(20~40歳)、親(20~40歳)、子(新小1)、子(小3)	約387万2千円以下	約501万9千円以下
4人 ②	親(41~59歳)、親(41~59歳)、子(新中1)、子(中2)	約425万1千円以下	約539万8千円以下
5人	親(20~40歳)、親(20~40歳)、子(新小1)、子(新中1)、子(中2)	約463万円以下	約584万2千円以下

認定基準…平成30年4月1日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の1.5倍未満。

申請に必要な書類

- ①「令和5年度 新入学準備金申請書」 ② 口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
 ③ 以下のうち該当する添付書類 ※③は兄弟が「令和5年度就学援助費」に認定されている場合は省略可

(1) 区分ア・イのいずれかに当てはまる方

区分	該当項目	申請時に添付する書類（コピーをご提出ください）
ア	児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書（令和4年度または令和5年度）（黄緑色）おもて面
イ	令和5年4月1日以降に生活保護が廃止または停止になった方	福祉事務所が発行する生活保護廃止（停止）証明書

(2) (1)の区分に当てはまらない方

18歳以上のご家族（学生を除く）について、該当する書類を“全て”ご提出ください。

該当項目	申請時に添付する書類（コピーをご提出ください）
年金収入がある方	「年金振込通知書」等の受給者氏名・金額が確認できる書類 または 通帳のコピー
失業、退職、休職等により、家計が急変した方 (1)~(3)の、いずれかひとつ)	(1)令和4年1月以降に退職し、申請日現在失業中で雇用保険を受給している方 ⇒「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」等の氏名、退職年月日が証明できる書類 (2)令和4年1月以降に退職し、申請日現在失業中で雇用保険を受給していない方 ⇒会社や団体等が発行した退職証明書等の、氏名や退職年月日が証明できる書類 (3)令和5年1月以降、家計が急変した方 ⇒直近3か月分の、家計が急変したことが分かる書類 (例：給与明細書、売上と経費が確認できる書類など)
生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助等がある方	令和4年1月~12月中に得た全ての金額が確認できる書類 (例：振込通知書、通帳のコピーなど)
令和4年1月以降に転入した方	転入前の自治体から支給された令和4年1月~12月の児童手当等の金額が確認できる書類 または 通帳のコピー
令和5年1月以降に転入した方 (1)~(3)の、いずれかひとつ)	(1) 令和5年1月1日に住民登録のあった自治体で発行される「令和5年度(令和4年分)課税(非課税)証明書」 (2) 「令和4年分源泉徴収票」 (3) 令和4年分の所得税の確定申告書(控)など、令和4年1月~12月の収入が確認できる書類
賃貸住宅にお住まいの方	(1) 都営住宅にお住まいの方 ⇒「令和4年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」または「令和4年12月分 住宅使用料等領収書」等 (2) その他の賃貸住宅にお住まいの方 ⇒「賃貸借契約書」 ※ <u>令和4年12月分</u> の家賃額（共益費等を除く）建物名・氏名が確認できる書類 (3) 令和4年12月以降に転入または転居した方 ⇒「賃貸借契約書」 ※ <u>申請日現在</u> の家賃額（共益費等を除く）・建物名・氏名が確認できる書類

※提出する書類は、審査結果にかかわらず返却できませんので、あらかじめコピーしてお持ちください。

<注> 住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。

申請書の「その他の家族氏名」欄に漏れなくご記入ください。（例）海外赴任中の父母、同居している祖父母等

※以下の場合、申請前に下記担当へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。

- (1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合
- (2) 同居している親族等と生計を別にしてしていると認められる場合（光熱費等が別契約、住民票の住所と実態が異なる等）
原則、同居している方は審査の対象です。

<お問い合わせ>

西東京市教育委員会
 教育部 学務課 学務係(田無第二庁舎3階)
 電話：042-420-2824 (直通)
 メール：gakumu@city.nishitokyo.lg.jp

<西東京市ホームページ>

「就学援助費(新入学準備金)の入学前支給」

